

学校いじめ防止基本方針

いじめ防止に向けた基本方針

いじめは、冷やかしゃからかいのほか、情報機器を介したり、暴力行為に及んだりするなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加しています。いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったり、また、深く傷つき、悩んでいる生徒もいます。

また、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

そこで、生徒が意欲をもって充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

北海道札幌養護学校
白桜高等学園

I いじめ防止のための基本的な方向性

1 いじめ防止対策に関する基本理念

- ・「いじめの芽はどの生徒にも生じ得るといふ緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」
- ・「全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること」
- ・「いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」

基本理念に基づく取組の留意点

- ・いじめを受けた生徒にも何らかの原因がある、責任があるという考え方はしない。
- ・不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとするといじめの芽が生じることを認識する。
- ・いじめに向かうことがないよう、いじめの未然防止に努める。
- ・発生したいじめに対しては、関係者相互の連携のもと、早期に解消する。
- ・生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力を育成する。
- ・けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を育成する。
- ・将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

2 いじめの定義と内容・要因

(1) いじめの定義

生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめを理解する上での留意点

- いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの真実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的、形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合もいじめと同様に対応する。
- 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒として巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合などにおいては、「いじめ」という言葉を使わないで指導するなど、柔軟な対応をする場合もある。ただし、これらの場合においてもいじめ対策指導会議で情報共有をして対応する。
- 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば「発達障害を含む障害のある生徒」や「海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒」、「性同一性障害」や「性的指向・性自認に係る生徒」、「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒」等、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。些細に見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

(3) いじめの内容

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(4) いじめの要因

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒の問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやし立てるなど「観衆」の存在、周囲で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在や所属集団の閉鎖性の問題等により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめを行う背景には、「いらいらやストレス」「競争的な価値観」などが存在しているため、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりや生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは生徒の人権に関わる重大な問題であることから、生徒の発達に段階に応じた男女平等、子ども、高齢者などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、違いを認め合い支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ対策指導会議」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ対策指導会議」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員間の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

Ⅱ いじめ防止の指導体制・組織

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 意義

- ア) 教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応となる。
- イ) 対応の方針を示すことで、生徒や保護者の安心感やいじめの抑止につながる。
- ウ) 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

(2) いじめの中核的内容

- ・ いじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
- ・ プログラム化された指導内容（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）
- ・ いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容
- ・ いじめの早期発見・事案対処マニュアルの策定
- ・ アンケート調査や個人面談の実施、対処方法
- ・ 全教職員で取り組めるチェックリスト
- ・ 「学校いじめ対策組織」の活動や校内研修の年間計画の実施
- ・ 加害生徒に対する成長支援に向けた対応方針
- ・ 「学校いじめ対策組織」が中心のPDCAサイクルを意識した取組

(3) 学校の取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- 学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。
- 生徒の意見も取り入れた、より分かりやすい基本方針となるよう努める。
- 生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- 学校いじめ防止基本方針の内容を必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 意義

- ・ いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- ・ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

組織設置の際の留意事項

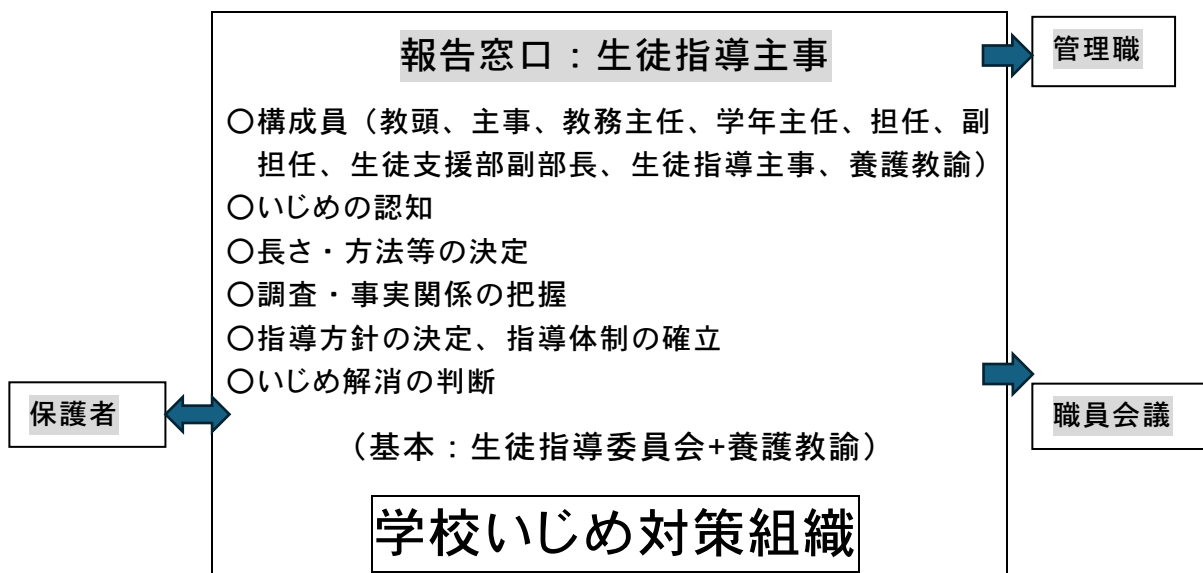
- ・ 自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する。
- ・ 「自校の複数の教職員」については、管理職や主事、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、作業・クラブ指導に関わる教職員、学校医等から、学校の実情に応じて決定する。
- ・ 組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定する。
- ・ 可能な限り、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、社会福祉士、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得る。
- ・ 個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。
- ・ 教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校はいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進める。

いじめ対応のフローチャート図

相談・通報、アンケート調査等



担任・副担任、教職員等



いじめの実態把握シート

記入日：令和 年 月 日

記入者：

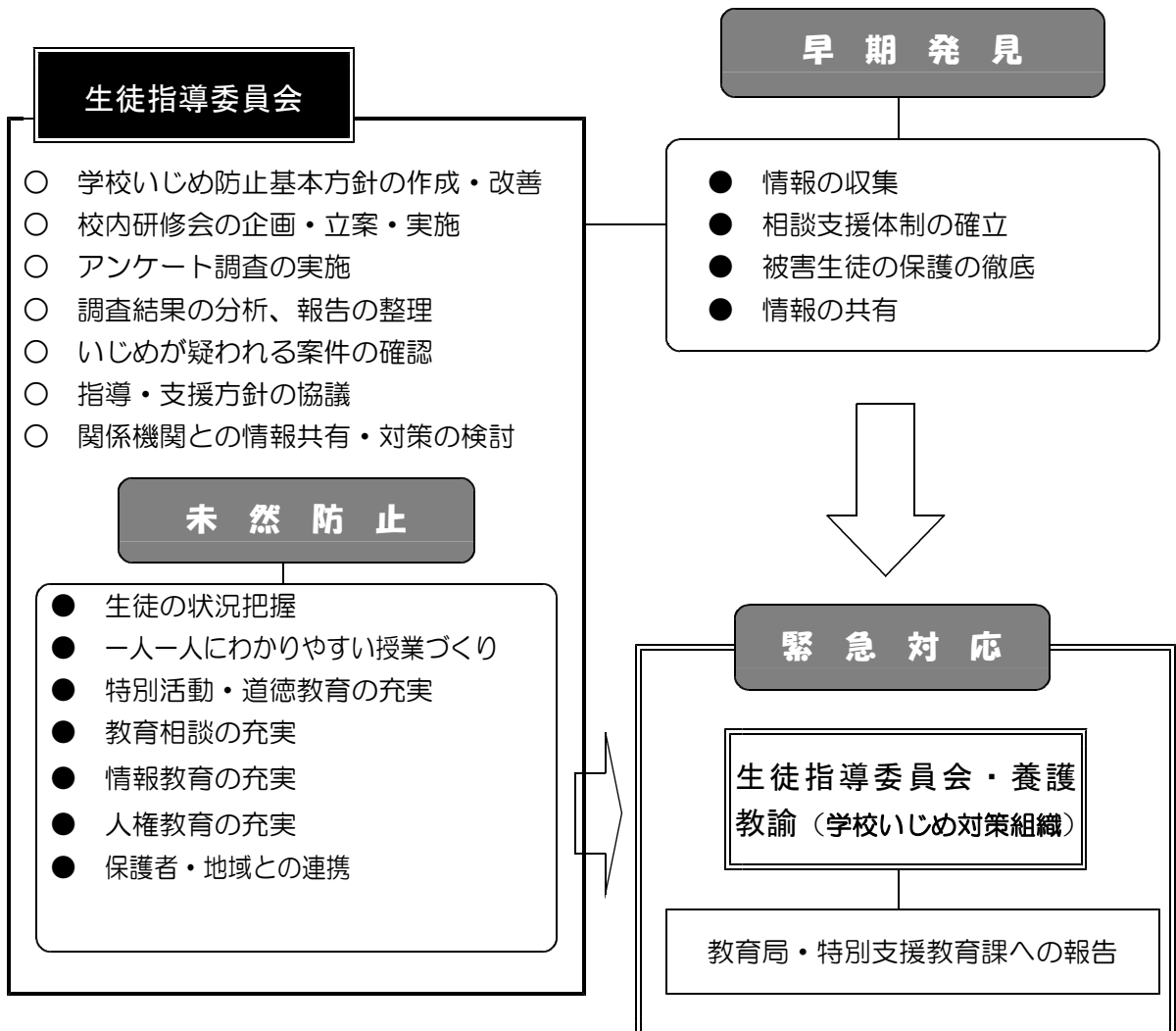
聞き取り 児童生徒	年 組 番 【氏名】
発生日時	
発生場所	
関係児童 生徒	被害児童生徒： 加害児童生徒： 傍観児童生徒：
いじめの 態様	<input type="checkbox"/> 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 <input type="checkbox"/> 仲間はずれ、集団による無視をされる。 <input type="checkbox"/> 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 <input type="checkbox"/> ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 <input type="checkbox"/> 金品をたかられる。 <input type="checkbox"/> 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 <input type="checkbox"/> 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 <input type="checkbox"/> パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
内容	次のことに留意して、内容を簡潔に記録する。 ・いじめの概要（時系列） ・主語の明確化 ・上記「いじめの態様」の具体 ・いじめを受けたときの被害児童生徒の気持ち
要因・背景	児童生徒の話の内容から、いじめの要因や背景を記録する。
現在の状況	現在のいじめの状況や被害児童生徒の心情、要望などを記録する。

(2) 組織の役割

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・いじめの問題への対応に必要な情報の収集と記録、共有
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった場合の緊急会議開催や、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・被害生徒への支援内容や役割分担等を含む対処プランの策定・実行
- ・支援や指導のための体制、対応方針の決定、保護者との連携などの組織的な対応
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づく取組の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行）
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組
- ・いじめに係る相談・通報窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割の周知

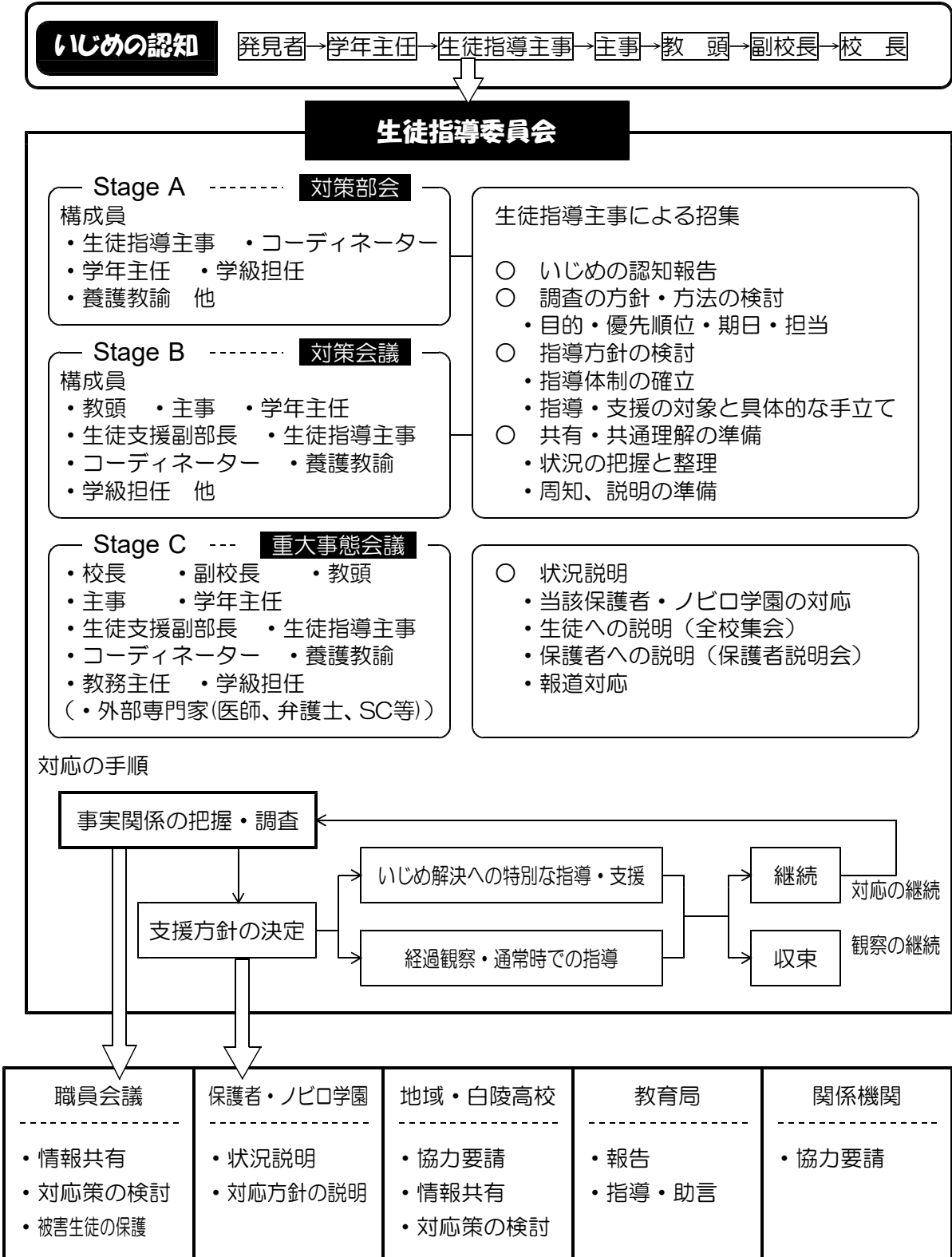
(3) 日常指導体制

- ・いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制の確立
- ・いじめを「しない」「させない」「許さない」集団づくり
- ・活躍できる授業づくりや豊かな集団生活が営まれる環境づくり



(4) 緊急時の組織対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組



Ⅲ いじめの予防

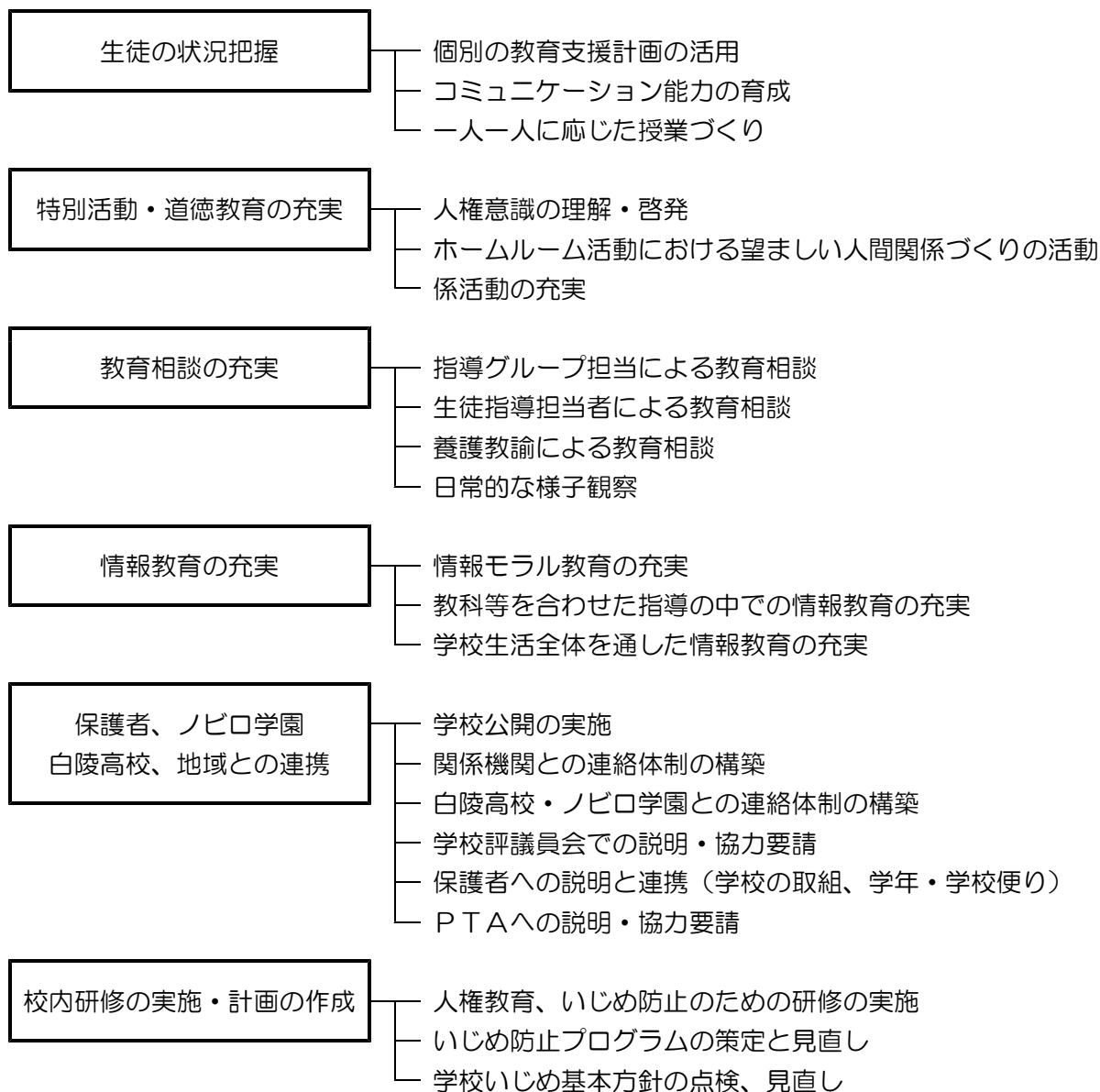
いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

生徒に対しては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 未然防止の取組

- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを進める。
- ・生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- ・生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。
- ・生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- ・学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の充実に向けた取組を推進する。
- ・いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

(2) 未然防止の視点



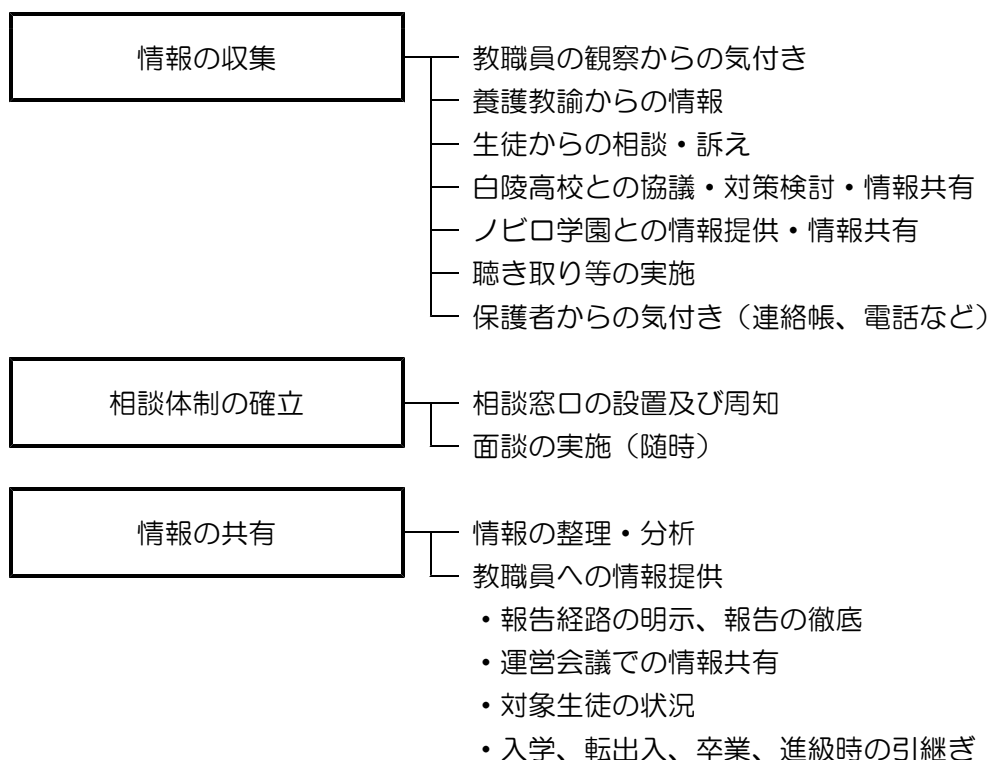
Ⅳ いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの早期発見

- ・道立学校は、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- ・道立学校は、日頃から生徒との触れ合いや、生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・道立学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- ・道立学校は、アンケート調査や個人面談における生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ・道立学校は、アンケート調査実施後に、関係生徒に対する個人面談を必ず実施する。

(2) 早期発見に向けた対応



■ チェックリストの活用 ■

いじめられている生徒のサイン	生徒名							
サイン								
遅刻・欠席が増える 遅刻・欠席の理由を明確に言わない 教師と視線が合わず、うつむいている 体調不良を訴える 保健室・トイレに行くようになる 決められた座席と異なる席に着いている 給食にいたずらをされている 給食を所定の場所で食べない ふざけている表情がさえない 友達とのかかわりを避ける 慌てて下校する 持ち物がなくなる 持ち物にいたずらをされている 嫌なあだ名が聞こえる 何か起こると特定の生徒の名前が出る 筆記用具等の貸し借りが多い 保健室などで過ごす時間が増えた。 用もないのに、保健室や職員室付近で見かける 教職員の近くにいたがる 休み時間、一人で過ごすことが多い 怪我の理由を曖昧にする 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりする 褒められると冷やかしやからかいがある グループ編成すると、孤立したり、避けられたりする 食事の量が減ったり、食べなかったりする 清掃時間に一人だけ離れて掃除している ゴミ捨てなどいつも人のいやがる仕事をしている 一人で下校することが多い 一人で部活動の準備や片付けをしている 部活動の話題を避ける 部活を休み始めたり、やめたいと言ったりする。								
いじめている生徒のサイン	生徒名							
サイン								
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話している。 ある児童・生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている 教職員が近づくと、不自然に分散する 自己中心的な行動が目立ち、ポスの存在の生徒がいる								
家庭やノビロ学園でのサイン	生徒名							
サイン								
学校や友達のことを話さなくなる 友人やクラスの不平や不満を口にすることが多くなる 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする 特定の友人からの誘いをよく断る 受信したメールをこそこそ見る 電話におびえる 遊ぶ友達が急に変わる 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする 理由のはっきりしない衣服の汚れがある 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある 登校時間になると体調不良を訴える 食欲不振・不眠を訴える 持ち物がなくなったり、壊されたりする 持ち物に落書きがある お金をほしがる								

V いじめへの対応

1 生徒への対応

(1) いじめられている生徒への対応

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 温かい人間関係をつくる。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。

(2) いじめている生徒への対応

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている生徒の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。

2 白陵高校・関係集団への対応

- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。
- 関係者との協力体制の構築に努める。

3 保護者・ノビロ学園への対応

(1) いじめられている児童・生徒の保護者・ノビロ学園に対して

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

(2) いじめている生徒の保護者に対して

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- 生徒や保護者の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- 保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係機関との連携

(1) 教育局との連携

- 関係生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- 関係機関との調整
- スクールカウンセラー等の派遣要請

(2) 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害がある場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア) 保護者への啓発

- フィルタリング
- 保護者・ノビロ学園の見守り
- 情報モラルについての啓発資料の配付

イ) 情報教育の充実

- 「情報」に係る学習時における情報モラル教育の充実
- 「総合的な学習における時間」による情報モラル教育の充実
- 学級活動等における情報モラル教育の充実

ウ) 教職員の研修

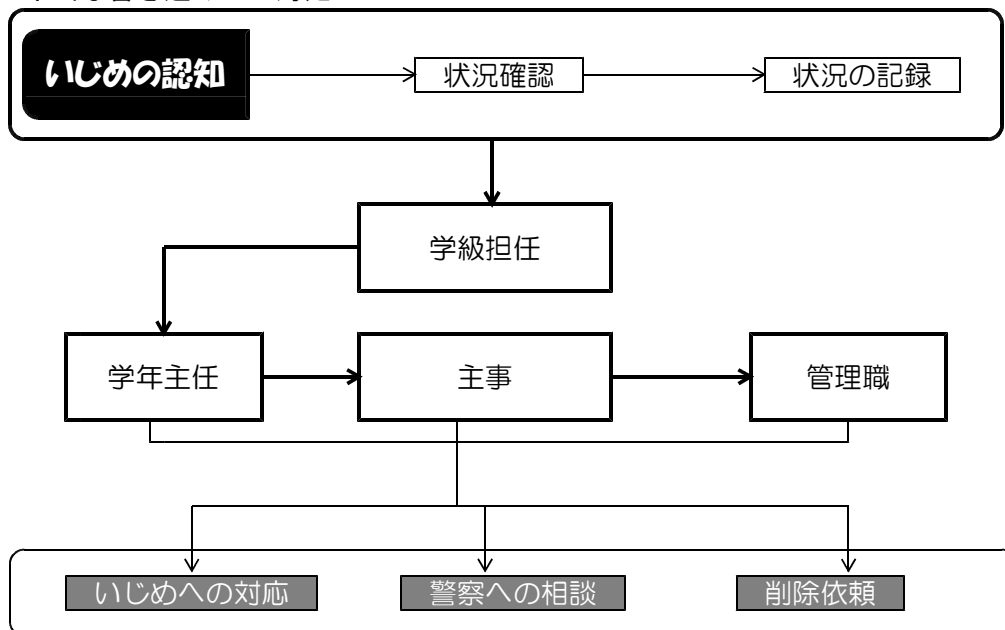
- ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア) ネットいじめの把握

- 保護者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

イ) 不当な書き込みへの対処



Ⅵ 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じる」とは

- 生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

(2) 生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

「相当の期間学校を欠席する」とは

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする
 - ※ ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する必要あり。

2 重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

(1) 重大事態に関わる調査の目的

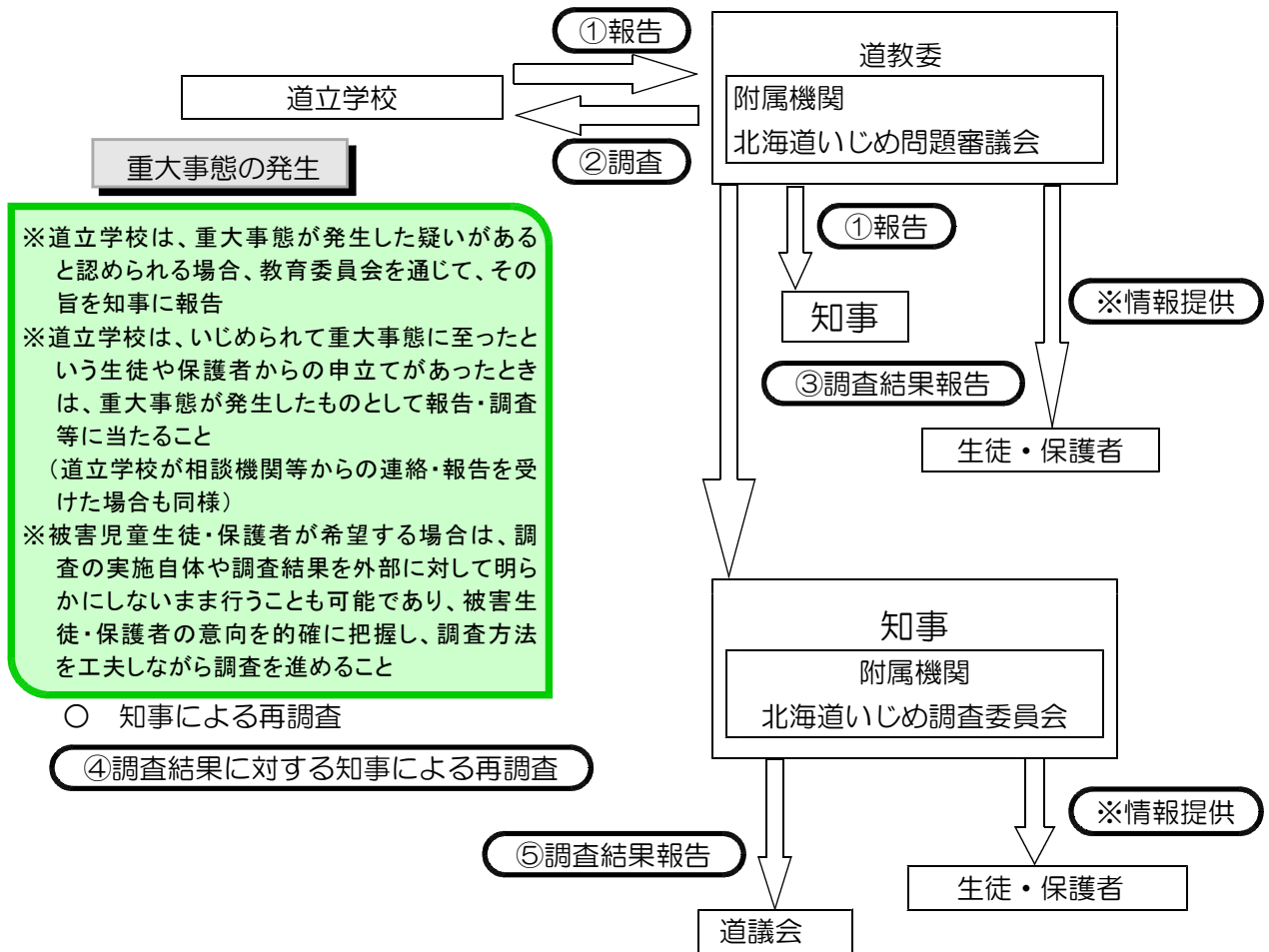
事実関係を明確にするための調査を行い、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどんな問題があったか、学校・教職員がどんな対応をしたかなどを可能な限り明確にする。

道教委や学校が事実に向き合い、同種の事態の発生防止を図るものであり、民事・刑事上の責任追及や訴訟等への対応を直接の目的としていない。

(2) 調査の流れ

- ① 学校は、道教委を通じて、重大事態の発生を、知事に報告する。
- ② 重大事態発生の報告を受け道教委は、附属機関である「北海道いじめ問題審議会」に調査部会を設け調査を行い、調査結果を知事に報告する。
- ③ 知事は、附属機関である「北海道いじめ調査委員会」で調査結果に対する再調査を実施し、調査結果を道議会に報告する。
 - ※ いじめられて重大事態に至ったという生徒や保護者からの申立てがあった場合、重大事態が発生した者として報告・調査にあたらなくてはならない。

(3) 道立学校における対処 (図)



(4) 図の説明・留意点

- ・②の調査は、事実関係を明確にするために行う。
- ・「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることである。
- ・情報提供については、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、道立学校や道教委が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。
- ・道立学校や道教委は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(5) その他

- 調査の主体を設置者または学校とするかは、学校の設置者の判断による。
- 附属機関の構成については、当該事案の関係者と利害関係のない者による事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

令和3年 4月 作成
 令和5年 7月 改定
 令和5年12月 改定
 令和8年 3月 改定